

● 2026 年度の埼玉車連「新規選手登録・審判員登録」「継続登録・再登録（料金表）

2026 年度 埼玉県登録 継続 新規 【料 金 表】

2026 年ライセンスから継続申請も含めて E ライセンスのみの提供が標準となります。

選手(競技者)								国際 ライセンス	審判員	チーム アテンダント	運営 サポート 系 S	再発行					
カテゴリ	マスターズ	エリート	U23	ジュニア	ユース												
Cat	M	E	U (U23)	J (U19)	Y (U17)	Y (U15)	Y (U13)										
区分	30 歳以上 1996 年以前 生まれ	23 歳以上 2003 年以前 生まれ	22-19 歳 2004 年- 生まれ	17-18 歳 2008 年- 生まれ	15-16 歳 2010 年- 生まれ	13-14 歳 2012 年- 生まれ	12 歳以下 2014 年以降 生まれ										
	¥6,500	¥6,500	¥6,500	¥3,500	¥3,500	¥3,000	¥2,000		-	¥2,000	¥2,000	¥2,000					
	¥7,800	¥7,800	¥7,800	¥4,800	¥4,800	¥4,300	¥3,300	¥10.00	¥3,300	¥3,300	¥3,300	¥1,500					
臨時登録料	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥500	¥500	¥0	-	-	-	-	-					

【新規選手登録】申請書は J C F の H P 「JCF 登録」から申請書をダウンロードください。

- 新規の登録申請書は必ず必要事項を正確に（メールアドレスは丁寧に）し、埼玉車連宛てメールに添付し送信してください。
(埼玉車連の FAX はありません)

【新規審判員・チームアテンダント登録】

- 都道府県の自転車競技連盟主催する講習会に参加し、資格試験にて合格した者は登録を希望する競技連盟に合格証等を提出し、紙の申請書を提出すること。（新規登録希望者は事前に埼玉車連へ連絡のこと）
- 登録手続きは、埼玉車連への入金が確認出来しだい対応をします。

※未成年者における親権者からのドーピング検査に対する『同意回答書』の提出が必要になります。

【継続登録】

- 登録機関は毎年 11 月中旬から 12 月上旬に限定されている。
- 継続登録は、スマフォ・パソコンから JCF へ電子申請をする。（本人写真も登録画面で貼付け可能）

【再登録】

- ライセンス保有者は継続登録しなかった者は新年 1 月 5 日から再登録者として JCF へ申請する。
(注、審判員資格保有者が上位資格受講の要件は継続登録が 4 年以上であるので注意する) 再登録はそこから 4 年等
- （共通）PC・スマホでの登録環境がない方の申請は、個別にご相談下さい。

埼玉車連登録希望者の登録料振込先は以下の通りです。確認ください

●送金方法

現金での申請は受付ておりません。必ず、以下の口座に振り込んでください。

① ゆうちょ銀行郵便振替 口座番号 00520-8-69407 加入者名：埼玉車連

② 金融機関、コンビニ等 ATMから、ゆうちょ銀行送金

ゆうちょ銀行〇五九（ゼロゴキュウ）支店 当座 69407 口座名：サイタマシャレン

(注) 通信欄又は氏名欄に申請内容 「競技者継続 26RK」 「審判継続 26RC」 「競技者新規 26NK」

「審判断新規 26NC」 「チームアテンダント 26TA」 「審判再登録 26SC」 「競技者再登録 26SK」

「運営サポートー新規 26RC」・「運営サポートーS 新規 26XC」

該当するものを必ず明記してください。※自身口座より送金の場合でも氏名欄に必ず記載してください。

以上

一般社団法人埼玉県自転車競技連盟 連絡先 info@saitama-cf.com 事務局携帯 090-3991-7600